
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和6年3月21日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和6年3月21日 午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
追加日程第1 同意第2号 副町長の選任について
追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員(9名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 那 須 和 博 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	永 井 あ け み
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子

建設課長	森山 篤	建設課総括監	藤原 一也
病院事務長	高橋 克裕	産業振興課総括監	本間 康浩
基幹支所長	深石 尚志	会計管理者	高木 ゆかり
		代表監査委員	那須 照男

欠席した職員の氏名

産業振興課長 長 島 淳 二

午前 9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、産業振興課長島課長から欠席届が提出されております。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 7番。おはようございます。

委員会審査報告を行います。令和6年3月21日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長 景山登美男。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第3号、件名、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査の結果、原案可決。

議案第4号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第5号、飯南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第6号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第10号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第11号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 13 号、広島市と飯南町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。原案可決。

議案第 14 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更について。原案可決。

議案第 15 号、公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 16 号、公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 17 号、公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 20 号、公の施設（来島高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 21 号、公の施設（来島高齢者冬期宿泊センター）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 22 号、公の施設（赤名ファミリーケアセンター）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 23 号、公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 25 号、公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 26 号、公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 27 号、公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 29 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄について。原案可決。

議案第 31 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。原案可決。

議案第 32 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）。原案可決。

議案第 33 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）。原案可決。

議案第 34 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）。原案可決。

議案第 36 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算。原案可決。

議案第 37 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算。原案可決。

議案第 38 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算。原案可決。

議案第 39 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わります。直ちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 3番。

委員会審査報告を行います。

令和6年3月21日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第8号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第9号、飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。原案可決。

議案第12号、飯南町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第18号、公の施設（飯南町大しめなわ創作館）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第19号、公の施設（飯南町下赤名放牧場）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第24号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第28号、水道料金に関する権利（債権）の放棄について。原案可決。

議案第40号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計予算。原案可決。

議案第41号、令和6年度飯南町下水道事業会計予算。原案可決。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。4番。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

それでは、委員会審査報告を行います。

令和6年3月21日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 30 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）。原案可決。

議案第 35 号、令和 6 年度飯南町一般会計予算。原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論、採決を行います。

はじめに、条例関係について討論を行います。

議案第 3 号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第 12 号、飯南町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 9 件に対する討論を行います。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） はい。

議案第 9 号、飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、ふるさとの森の譲渡に関する契約で、先般も議会全員協議会で議題とされていきました。この施設は、県から 2 億 8,000 万円をつけて譲渡されましたが、当時同僚議員となぜ譲渡されるのか。何か瑕疵でもあるのか、疑問、不思議で、県庁に参りました。県庁内をたらい回しにされて、結局は人事のほうでようやく担当者に会って話を聞きました。

私も、それから議席を失い、せっかく町民の財産になったものですから、うまく経営されると思っていましたが、基金が底をつき、前回の指定管理する際に譲渡を前提に契約されたと聞き、おかしい話だと感じている 1 人です。

町民の貴重な財産で、貴重な水源地でもあり、県から譲り受けて改修工事二度行い、数千万円かけた建物を、先般示された町有財産売買契約書によれば、僅か 142 万円で、不動産

鑑定士にも鑑定させず、桁外れの価格を決定された。土地賃借契約書もしかりです。こんなことなら最初から県からもらわなければよかったのではないかと思う次第です。

これまで町は指定管理を何度か更新されていきました。公募する際に、町のホームページだけではなく、広く募るべきです。

町が指定管理を行う際にしっかりとした指定管理者仕様書を策定せずに契約に至ったのが原因であると感じます。いくつかの問題点があります。

不良債権を切り離したいのはわかりますが、町民にとって大きな損失になるわけですから、後世に語り継がれる失敗だと言われぬように、君田温泉のように、一旦立ち止まり、今回の条例を撤回して、慎重に審議され、町民に納得のいく説明が必要です。このままなら、住民監査請求が出る可能性もあり、このたびの廃止条例に反対いたします。

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

議案第9号について反対討論がありましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案につきましては、非常に長い時間を要し、慎重に議論をしたところであります。全協を通じた説明も数回受けております。

その中で、先ほど6番議員が言われたように、5年前、この指定管理をするときの条件として、今の指定管理後の譲渡を含めて、継続的に管理していただくということが条件とはしてあって、入った上で指定管理を行っております。そのときの議論としては、むしろ、指定管理が終わった時点で、実際にこの施設を運営していつてくれる事業者があるかないかというところが不安材料としてあった。その時点で、継続して運営する方がいられないという状況になるよりも継続して管理をしていただけるほうがあったらいいほうが安心感があるということの中でこの条件をつけた。と私は記憶をしております。

そういう中で今回、継続的にこれまでの指定管理者が継続的に運営されるという方針を示された以上、その方針に沿って、譲渡するのが思いであろうと思います。

その価格についての決め方というところには、議員、委員の中からも多数御意見をいただいております。今回こういう形で評価をさせていただきましたけども、今後については、より透明性の高い町民の方に納得していける方法を考えていくという、執行部からの回答もいただいております。

そういう中で、今回こういう形で譲渡するために、この条例の一部改正に対する廃止する条例が上がり、原案可決という形で報告を受けております。そういう意味でそれ以上を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 議案第9号についてほかに討論はありませんか。

議案9号については討論なしと認めます。

ほかの他の議案について討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

私は、議案第 10 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

中間所得層と高所得層の公平を図るとして、これまでも段階的に賦課限度額が引上げられております。令和 6 年度においては、後期高齢者支援分で 2 万円引き上げ、医療分と介護分は据え置くとされております。現状を見ますと、今、先が見えない景気のどん底にあると私は考えております。

そういう中で、国保料が高過ぎるという声が多く聞かれます。暮らしの展望が見えないというのが、国保の被保険者の状況と思います。

厚労省の説明では、賦課限度額引上げは、低所得層、中間層に配慮したものと説明しています。厚生労働省の資料を読みました。その中には、中間所得層の被保険者の負担に配慮。引上げにより、中間所得層の保険料伸び率を抑えられる。こういう説明がございます。その上で、加入者に配慮した改定。こういうふうに資料は強調しています。

この資料の内容から見ても、保険料の引上げには間違いのないわけであります。本当の配慮というのは、国庫負担率を引上げて、国民の負担を軽減するところにあることは、これまでも主張してまいりました。限度額引上げで、負担増を押しつけることではないと考えています。国言いなりの保険料引上げは、滞納の増加、それによる保険証の取上げ、また、また値上げ、この悪循環を繰り返すだけだと考えています。

町民の暮らし、医療を守る立場に立って、負担の軽減を図るべきであります。したがって、本条例の改正案に反対するものであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 議案第 10 号に対する賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

私は、議案第 10 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正の内容につきましては、先ほど反対討論の中でいろいろ説明がありましたので、改めて触れませんが、いずれにいたしましても、国民健康保険法、今回の提案は、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令によって、令和 6 年 4 月 1 日付けで、国民健康保険料の見直しが行われることに伴って、飯南町の条例のほうの所要の改正を行うものでありまして、改正内容は、先ほど言いましたように政令の中身で、それに従って条例を改正す

るものであります。

また、保険料の云々につきましては、この制度そのものの根幹でありますけども、これも国のほうで基本的な考え方は定められておりまして、特に条例に関しても、保険料に関しても、飯南町は独自に違う制度をするということは不可能な制度であります。

よって、このたびの条例の一部改正につきましては、賛成をするものであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 議案第 10 号についてほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

議案第 10 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

2 番議員のほうから、反対についてのいろいろご意見がありましたが、まず 1 点に、今回の改正、主な部分は、負担の軽減並びに軽減が受けられる範囲を拡大するということにして、論点があります。そこで、多分、2 番議員においても、個々の負担並びに負担が軽減される範囲が広がるということには反対ではないんだらうと思います。ただ、その度合いが少な過ぎるという点には問題を指摘されているんだらうと思います。

ただ、今回できるとすれば、国保料率のことを今言われました。本町においても、以前の国保審議会の中で、県に一本化される段階で、まだ、今後の県のいわゆる納付金の状況がどうなるかわからないということがあり、その時点で基金が枯渇してもらっては困るということで、その当時、近隣の町村では引下げを行った町村もありましたが、その当時、飯南町は比較的平均的なところにあったので据え置くという方針を出して、その基金がもしかのときに使えるようにということで、温存をさせていただいたという経緯があります。

ただ、その後、県に一本化されて思った以上に納付金が上がらなかったために、基金が減らずに若干増えるという状況があります。そういう中であって、今後さらに保険料率について県下一本化が進められている段階の中で、町として、基金をどういうふうに使って引下げを行っていくかということは、町独自の判断として考えられる部分だらうと思います。

ただ、2 番議員の言われた国庫負担の引上げが行われたというのは、国の財政事情ということもありますし、ただ一方的に引下げられただけでなく、多方面で追加的支援を行っている部分もあります。

そういうことを考えて、本来の本当の意味で、これを根幹的に、国庫の国の制度としての改革を求めるのであれば、やはり、国政に訴えるしかないと私は考えております。

以上、申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 議案第 10 号に、ほかに討論の発言はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは他の議案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議決関係について討論を行います。

議案第 13 号、広島市と飯南町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてから、議案第 14 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更についてまでの 2 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 15 号、公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定についてから、議案第 29 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてまでの 15 件に対する討論を行います。

討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）から、議案第 34 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）までの 4 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 35 号、令和 6 年度飯南町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計及び事業会計について行います。

議案第 36 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算から、議案第 41 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計予算までの 6 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、発委第 1 号、飯南町議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただ今から起立による採決を行います。

はじめに、議案第 3 号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 4 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、飯南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 5 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 6 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 8 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、飯南町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、広島市と飯南町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、公の施設（飯南町大しめなわ創作館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 18 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、公の施設（飯南町下赤名放牧場）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、公の施設（来島高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、公の施設（来島高齢者冬期宿泊センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、公の施設（赤名ファミリーケアセンター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 23 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 24 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 25 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 26 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 32 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 33 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 34 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、令和 6 年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 35 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 36 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 37 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 38 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 39 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 40 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 41 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、発委第 1 号、飯南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

発委第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、発委第 1 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 10 時 30 分といたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。なお、時間を変更する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

午前 9 時 57 分休憩

.....

午前 10 時 30 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から 1 件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。この際これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加してただちに議題といたします。町長から追加提出議案の上程を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいまは追加提案をお願いしたところ日程に追加いただき、ありがとうございます。提案いたします議案は人事案件 1 件でありますので、よろしくお願いいたします。

現在、島根県からの派遣により副町長として就任いただいております奥田副町長におかれましては、令和 7 年 3 月までの任期となっておりますが、任期を 1 年残して、先般、一身上の都合を理由に、今月末を期限として辞職願が提出され受理したところであります。

本町のまちの将来像、笑顔あふれるまち飯南町は、県が掲げる人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくるという島根創生に通じており、令和 7 年からスタートいたします第 3 次総合振興計画においても、その考えは引き継がれていくと考えております。

奥田副町長には、この間、町政運営に大きなお力を発揮いただきましたし、県との密接な連携、そして太いパイプをもって本町の課題解決を進めることができたと思っております。

また今もなお、進行し続けている、人口減少対策、少子化、少子高齢化への対策、そして地方創生を力強く進めていくためにも、後任の副町長には、引き続き島根県から派遣をお願いしたいと考えており、新たな副町長の選任につきまして、ご同意をいただきたく提案するものであります。

選任したい副町長につきましては、現在、島根県総務部財政課の課長代理についておられます曾田卓文氏であります。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間になります。

これまで農業振興、交通対策、財政など幅広い分野を経験しておられ、本町のまちづくりにお力を発揮いただけると期待しておりますし、県からは、本町の意に添った方を人選いただいたと思うところであり、ぜひとも、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案に先立っての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

追加日程第 1 同意第 2 号 副町長の選任について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 1、同意第 2 号、副町長の選任についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。同意第２号について説明します。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、出雲市斐川町□□□□□□。氏名、曾田 卓文（そた たくふみ）。生年月日、□□□□□□□□。

令和 6 年 3 月 21 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。概略のほうですけども、先ほど町長が申し上げたとおりではありますが、重複する部分あるかと思いますが、簡潔に説明したいと思います。

副町長に選任したいと考える曾田卓文さんは、年齢は 49 歳となります。平成 9 年から島根県職員としてお勤めでありまして、現在一番下のほうですね。島根県総務部財政課課長代理をなさっております。

任期につきましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間とします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、同意第 2 号、副町長の選任についてを採決いたします。起立による採決を行います。

同意第 2 号、副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 2 号については、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 36 分休憩

.....

午前 10 時 37 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

先ほど全会一致で同意されました曾田卓文新副町長について、任期は本年4月1日からですが、入場について許可をしておりますので、ご了承願います。

ここで、曾田卓文さんからの挨拶の申出がありますので、これを許します。曾田卓文さん。

○曾田 卓文

議長よりお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

先ほど、副町長の選任について同意いただきました曾田と申します。同意いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

改めまして、副町長という重大なこと賜りまして、身の引き締まる思いでございますが、飯南町の町民の幸せのため、そして飯南町が笑顔あふれるまちであり続けられるよう、塚原町長をお支えしながら、全身全霊をもって職務に選任いたしたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、格別なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。精いっぱい頑張らせてもらいます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔「拍手」あり〕

○議長（早樋 徹雄） よろしく願いをいたします。

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。

ここで奥田弘樹副町長から退任の挨拶の申出がありますので、これを許します。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、退任するにあたりご挨拶を申し上げます。

令和3年の3月の定例会で、副町長の選任に同意をいただきましてから3年が経過いたしました。塚原町政、最初の副町長として大変な重責ではありましたが、町民の皆様のためになることを常に意識し、飯南町ファーストで過ごした3年でありました。

公私ともに飯南町と余りご縁がない中で、また、コロナ禍真っ只中、飯南町ではまだ感染者が発生していないような、そういった時期でございまして、不安もありましたけども、飯南町の皆様には大変温かく迎えていただきました。

そして、この町での暮らしは、四季や自然の恵み、食、本当に五感で体感できる心豊かなものであったというふうに思っております。そして今日も、3月の下旬ですが、外は積雪ということで、この県内屈指の豪雪地域である飯南町ならではのなあとというふうに、最後の最後までうれしく思っております。

公務におきましては、コロナ対策、あるいは燃料物価高騰対策、そして、ちょうど着任した年の7月でありましたが、大きな災害がございました。これの職員派遣ですとか、そういった面で、県とのパイプ役を果たすことができたなというふうに感じておりますけども、積み残した課題もありまして、力不足も感じているところでございます。議員の皆様にもご心配、ご迷惑をおかけしたというふうにも思っております。

そうした中で、議員の皆様をはじめ、本当に多くの皆様に支えていただいたというふうに思っております。ご助言、ご指導、そして激励の言葉をかけていただきまして、何とかここまで務めることができたというふうに思っております。心より感謝を申し上げます。

4月からは、飯南町を離れまして、県庁のほうに復帰いたします。しばらくは飯南ロスに陥るというふうに思っておりますが、今後も飯南町の強力な関係人口、そして、応援団の1人としてですね、引き続き飯南町のことを応援してまいりたいというふうに思っております。そして、この町での経験を、県が進める島根創生、これに役立てたいというふうに思っております。

最後になりますが、飯南町、そして飯南町議会のますますのご発展、議員の皆様のますますのご健勝、そしてご活躍を祈念申し上げまして、私からの最後のご挨拶とさせていただきます。本当に3年間ありがとうございました。

〔拍手〕あり〕

○議長（早樋 徹雄） 大変ありがとうございました。

それでは、町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今月5日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただきました。ただいまは、追加の同意案件も含め、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

選任同意いただきました曾田新副町長におかれましては、先ほど、今後の抱負と力強いご挨拶をいただきました。健康にご留意の上、ご活躍を期待いたしますとともに、どうぞよろしくをお願いいたします。

そして、今月末をもって退任されます奥田副町長からご挨拶がありましたが、私からも、この場をかりてお礼の言葉を申し上げたいと思います。

私が町長に就任して、初めての副町長という大役をお願いしたわけですが、この間、私を補佐しながら、事務方のトップとして、行政組織をよくまとめ、その職責をしっかりと果たしていただいたことに深く感謝申し上げます。

私が公約に掲げた5つの重点政策をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策、そして令和3年7月に発生した豪雨災害への対応、また将来を見据えた高齢者基本福祉計画の策定、そして各課が抱えております懸案事項への指導助言など、豊富な行政経験と高い見識を持って職責を全ういただきました。職員からの信頼も厚く、困り事などにも本当に丁寧に対応いただいたところであります。

また、観光協会の専務理事としては、観光分野での経験も活かし、運営にご尽力いただきました。趣味は神楽鑑賞ということもあって町内で行われます奉納神楽にはほぼ出かけられたと思いますし、町のイベントや各種の行事などにも積極的に参加され、多くの町民に親しく接していただいたことは、大変印象的でありましたし、地元の職員以上に顔が広いといった感じであったと思います。

感謝してもしきれないぐらいの、本当にお世話になりましたが、県に復帰されましても、飯南町の応援団として、またよき理解者として、ご指導いただければ幸いです。本町での行政経験も活かされ、県勢の発展にご尽力いただくとともに、今後ますますのご活躍をお祈りいたしまして、意を尽くしますが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

さて、新年度に向けての取組は、所信表明で述べたところですが、向かう令和6年度は第2次総合振興計画後期基本計画の最終年度であり、私の任期の最後の1年でもあります。計画目標の達成、公約の実現に向けてラストスパートの気持ちで取り組みたいと思っております。

また次の10年を見据えた第3次総合振興計画の策定を進める中で、先般、全員協議会におきまして、住民アンケート調査の結果も説明いたしましたが、町民の方から、住みやすいと

感じている方が7割いらした一方で、そうでない方も3割いらっしゃいます。暮らしに心配なこと、暮らし続けるために重要な事項、期待する施策など、町民の思いとずれることなく、現行の計画の進捗をしっかりと検証し、策定を進めてまいります。

また、コロナ対策については、4月以降、役場内でのマスクの着用の見直し等につきましては、ご説明したとおりですが、医療対応も季節性インフルエンザと同じ扱いとなります。秋以降に実施予定のワクチン接種については、早めにお知らせできればと思っております。

現在、デフレからの完全脱却に向けて、物価や賃金の上げが進み、株価も上昇し、経済が活性化する一方で、マイナス金利政策からの方向転換や、今後は働き方改革も本格的に導入されていきます。私たちの生活も少しずつ変わっていくことには間違いありません。町民の皆様、誰もが、本町で安心して暮らしていけるよう、町政の推進に向けては、私を先頭に職員一丸となって、また組織力を結集して取り組む所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また各委員会でいただきましたご指導、ご意見を今後の行政運営に適切に活かし、可決いただきました新年度予算をはじめ、早期の事業執行に努め、住民福祉の向上に努めてまいります。今後とも、議員各位のご指導、ご協力をお願いし、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。これで令和6年第2回飯南町議会定例会を閉会いたします。

なお、議員の皆様には、自席でしばらくお持ちいただきたいと思います。
大変ご苦労さんでございました。

午前10時50分閉会
